

## 宗教法人龍澤寺 永代供養墓所「吉祥苑」利用規則

この規則は(以下「本規則」という)龍澤寺永代供養墓所「吉祥苑」(以下「本墓所」という)の利用について定めたものです。

- 第 1 条 本墓所は「宗教法人龍澤寺」がこれを管理します。
- 第 2 条 本墓所の利用は下記の条項に基づく趣旨に賛同された方に限ります。
- 第 3 条 本墓所は継承者のいない方を対象に龍澤寺が遺骨の管理・供養を行う墓所です。
- 第 4 条 本墓所の利用資格は次の通りとします。
- ① 龍澤寺檀信徒
  - ② 一仏両祖を信仰する者。  
一仏: 釈迦牟尼仏  
両祖: 高祖承陽大師(永平道元大和尚)・太祖常濟大師(瑩山紹瑾大和尚)  
(申し込み後は曹洞宗・龍澤寺の宗旨に帰依することとします)
- 第 5 条 本墓所の利用申し込みを希望する者は、保証人(連絡人)を定め所定の申込書に必要事項を記入し申込人並びに保証人の住民票謄本を添え申請してください。併せて料金(別紙)を納入してください。
- 第 6 条 本墓所の利用には2通りの方法があります。
- ① 個別の区画に供養碑を建立し、その区画に埋葬(納骨)を行い、定められた期間経過後、合祀納骨堂へ改葬する方法。  
(複数名使用の場合は、最後の方が埋葬(納骨)された時より期間の起算を行います)
  - ② 直接合祀納骨堂へ埋葬(納骨)する方法。  
(どちらにするかで料金も変わります。)
- 第 7 条 本墓所の利用を認められた方には永代供養証を発行します。本墓所の利用権は証書に氏名を明記された方に限ります。また、契約後、記載事項に

変更がある時は速やかにその旨を届け出る必要があります。  
(個別の供養碑建立の場合、原則、個人またはご夫婦の焼骨1世帯とします)  
特別な事情がある場合は、「宗教法人龍澤寺」代表役員が内容を精査し、裁定を行うことがあります。但し、いかなる場合も、第三者への転売、譲渡、転貸はできません。またご契約後に契約を解除しても永代供養料等は返換いたしません。

第 8 条 永代供養の開始は遺骨が本墓所へ埋葬(納骨)された時からとなります。

第 9 条 永代供養の開始後の遺骨返還は行いません。

第 10 条 天災地変等の不可抗力並びに第三者による行為によって生じた個別の墓所、供養碑等の被害について管理者は一切その責任を負いません。

第 11 条 次のいずれかに該当するときは、「宗教法人龍澤寺」代表役員の判断により利用権を取り消します。

- ① 墓所を目的以外に使用したとき。
- ② 転売、譲渡、転貸したとき。
- ③ 利用権者が所在不明となって3年を経過したとき。
- ④ 本規則に違反したとき。

第 12 条 墓地埋葬に関する法律の改定があった場合、または管理者が必要と認めた場合には本規則を改正することがあります。

平成15年 4月 1日 (施 工)

平成28年 6月18日 (一部改正)

令和 3年 4月 1日 (改 正)

(別 紙)

宗教法人龍澤寺 永代供養墓所「吉祥苑」利用料金

- ① 個別の区画に供養碑を建立し、その区画に埋葬(納骨)を行い、定められた期間経過後、合祀納骨堂へ改葬する場合

\*区画墓所利用料及び永代供養料 原則 50万円

…定められた期間経過後、合祀納骨堂へ改葬する際の費用を含む。

原則、個人または御夫婦の焼骨1世帯分となります。

・特別な事情等で追加人数がある場合などは1名ごとに供養料が追加となりますので「宗教法人龍澤寺」に確認してください。

\*個別供養碑本体一式(企画寸法)

株式会社 阿部遺産へ依頼する。料金は株式会社阿部遺産にて提示する。

- ② 直接合祀納骨堂へ埋葬(納骨)する場合

\*墓所利用料及び永代供養料 原則 30万円

原則、個人の焼骨1名分となります。

・特別な事情等がありご家族複数名分のお申込みがある場合等は当寺にご相談ください。

\*個人毎に戒名等を明記した札石

株式会社 阿部遺産へ依頼する。料金は株式会社阿部遺産にて提示する。

(個人毎の札石のため、複数名の場合はその人数分の枚数となります)